

妊娠・出産・育児等にかかる勤務条件制度の改正について（案）

1 改正理由

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員と同様の休暇制度等の改正を行う。

2 改正内容

（１）非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和（条例事項）

① 非常勤職員が子の出生後８週間以内に育児休業を取得しようとする場合、子の出生日から起算して８週間と６月を経過する日までに在職していないことが明らかでなければ、取得できることとする。

※ ８週間経過後に取得する場合は現行どおり（１年と６月を経過する日までに在職していないことが明らかでなければ、取得できる）

※ 主に男性職員の取得を想定（産後パパ育休）

② 非常勤職員の育児休業期間（原則１歳まで）の延長について、現行の要件に加え、夫婦交替での取得などを追加し、柔軟な取得を認める。

※ 最大で２歳まで取得可

（２）育児休業の取得回数制限の緩和等（①②は法律事項（ただし、条例の規定整備あり）、③④は規則又は通知）

① 育児休業の取得回数を原則２回まで取得可とする。

② 子の出生後８週間以内の取得であれば、①とは別にさらに２回まで可とする。

※ 主に男性の取得を想定（産後パパ育休）

③ 子の出生後８週間以内の育児休業は、請求期限を２週間前までに短縮

※ ８週間経過後に取得する場合は現行どおり（１か月前まで）

④ 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、欠勤等日数の算定に当たって、子の出生後８週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする。

3 実施時期

・ 令和４年１０月１日

※ ９月市会に上程予定